

■多田街道都市景観形成道路地区(平成9年指定・平成15年延伸)

伊丹市景観計画(地区別概要版) 令和7年3月 作成

伊丹市では、よりきめの細かい協議を行うため、伊丹市都市景観条例において、景観法の届出の前に本条例に基づく届出を提出いただくこととなっています。本リーフレットでは、景観計画の内容をご紹介します。

地区の概要

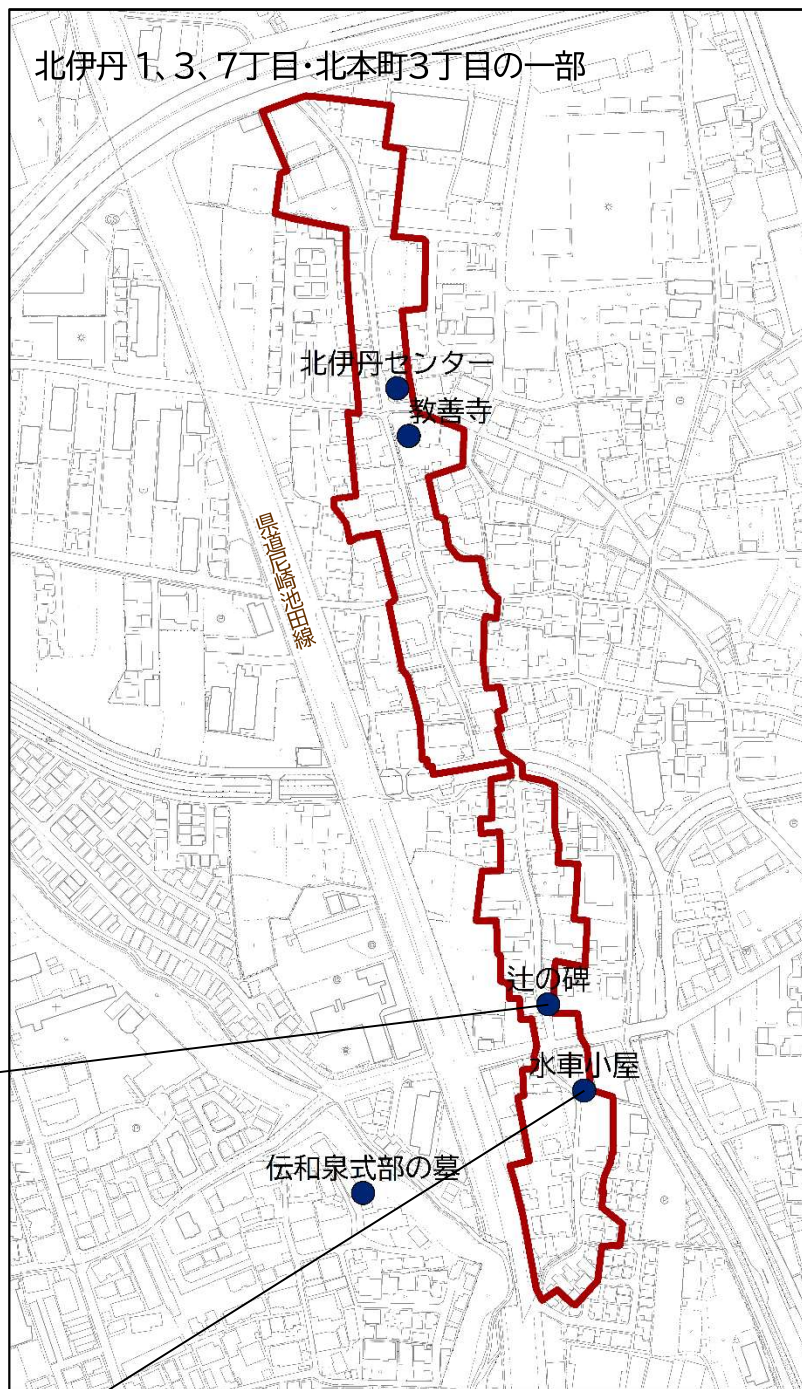
多田道は伊丹郷町から北へ延びる主要な道路で、北の口を起点に北村を通り、川西の久代、栄根を經由し多田神社へ続く参詣ルートである。

多田道沿いにある北村地区は辻の碑や教善寺といった歴史資源もある。また、地域住民の協力により街道沿いの家並が整っている。

景観形成の目標

山陽道と多田道の交点にある「辻の碑」は、摂津国の中心に位置し、伊丹郷町から北へ伸びる多田道は、多田神社(川西市)への参詣道として、また、生活道路として人々の往来が多かった道で長い歴史を有し、現在もなお趣のある伝統的農家建造物など道筋や水路に旧集落の面影を残している。

沿道にある水路と集落景観を継承し、地域景観形成の軸として、風土・歴史に根ざした景観を形成する。建築物等の更新に当たっては、街道・集落・水路・緑の調和に配慮し、旧街道の落ち着いた風情の醸成を図る。



伊丹市都市計画課 伊丹市役所4階(N-100 窓口)
都市計画・都市景観グループ
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
電話 072-744-2262 FAX 072-784-8048
E-mail toshikeikaku@city.itami.lg.jp

■届出対象

○以下の建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・外観の変更を伴う修繕・色彩の変更等

建 築 物	・建築面積10㎡以上 ・門、塀、垣・柵等の外構の新築・変更等
工 作 物	水平投影面積10㎡以上
広 告 物	土地に定着する広告物：地上から高さ10m以上 屋上に設置する広告物：設置箇所から高さ4m以上
開 発	事業地面積2,000㎡以上の開発行為(都市計画法29条にかかるもの)

■多田街道都市景観形成道路地区の景観形成の基準

対 象		基 準
建 築 物	位置	・通りに面して建築する場合は、歩行者空間の充実を図るため、敷地境界と建築壁面の間に十分な空間をとる。
	形態	・通りからの景観を形成する部分は、伝統的建築物の形態を重んじ、歴史的まちなみと調和するものとする。
	材料・色彩	・通りからの景観を形成する部分は、歴史的まちなみと調和した色合いや材料を用いる。
	屋根	・まちなみの中における屋根の向きや勾配を工夫し、歴史的まちなみにふさわしいものにする。 ・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。
	壁面の意匠及び開口部等	・通りに面する窓や出入り口等の開口部や建具の仕様は、伝統的形態を基本とし、歴史的まちなみと調和するものとする。
	設備及び屋外階段等	・通りから直接見えないように工夫し設置する。
門・塀・柵		・裸ブロック塀、ネットフェンスは避け、生垣や腰板塀・築地塀などを用いて歴史的まちなみにふさわしい風合いを持ったものにする。
植栽		・街道沿いのまちなみを演出するため、生垣や庭木などによって可能な限り緑化する。水路に面しない通りの西側部分については、特に積極的な緑化が求められる。
水路際・側溝際の処理		・石積み・石貼りなどの風合いある仕上げを施し、多田街道の特徴として水の流れる風景を演出する。
駐車場		・通りからの景観に配慮して配置する。 ・通りに面して配置する場合は、生垣・塀などによる修景に配慮するほか、上屋の意匠がまちなみにふさわしいものとなるよう留意する。



■色彩基準—マンセル表色系による制限があります

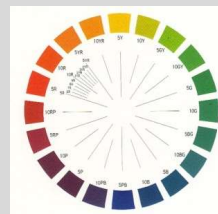
【外観】

使用する色相		明度	彩度
無彩色		5以上*	—
有彩色	7.5R~2.5Y	5以上	4以下
	上記以外のY系、R系		2以下
	その他		1以下

*門、柵、駐車場等敷き際は1以上

	R (赤)系	YR (黄赤)系	Y (黄)系	GY (黄緑)系	G (緑)系	BG (青緑)系	B (青)系	PB (青紫)系	P (紫)系	RP (赤紫)系	無彩色
高明度 無彩色調											
中明度 無彩色調											
高明度 低彩度調											
中明度 低彩度調											
低明度 無彩色調											
低明度 低彩度調											
中彩度色											
高彩度色											

マンセル値とは



日本工業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法

色相(赤、青、黄色などの色合い)、明度(色の持つ明るさ・暗さの度合い)、彩度(色の鮮やかさの度合い)の3つの属性によって、色彩を表している。

<例>

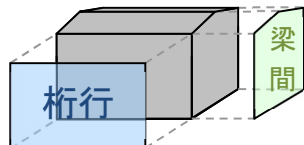
5YR 5 / 4
色相 明度 彩度

■適用除外

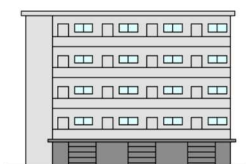
- ア)着色していない、木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩
- イ)見付面積の1/10未満の範囲で“アクセント”として使用される基準値外の色彩
- ウ)見付面積の1/4未満かつ高さ6m以下の範囲で“アクセント”として使用される明度3以上5未満(伊丹郷町地区においては明度3以上6未満)の無彩色の色彩(イ)の色彩と合わせて使用する際は、イ)とウ)の面積の合計を規定値内とする)

みつけ 見付面積とは？

桁行方向又は梁間方向の壁面の鉛直投影面積のことをいう。



○アクセントとして認められる事例



低層部に使用する無彩色



比較的幅の狭い底の見付面等

×アクセントとして認められない事例

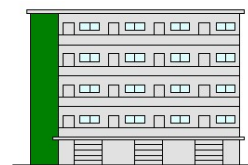
バルコニーの腰壁



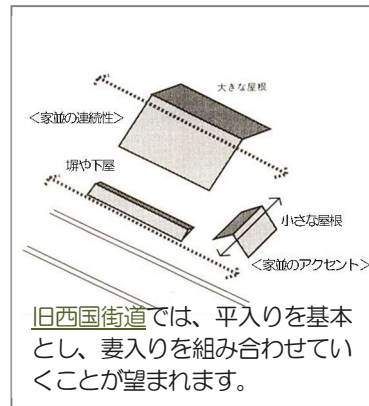
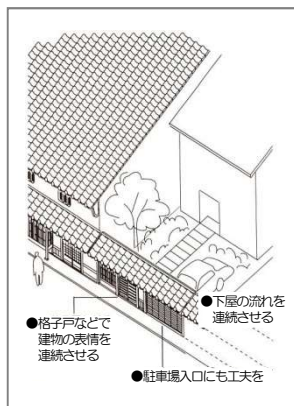
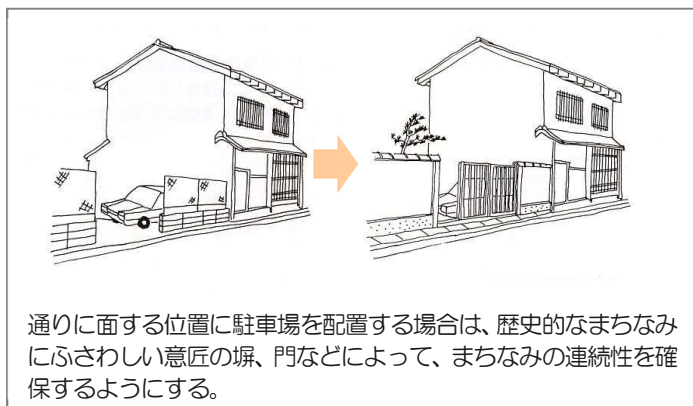
連続する店舗のシャッター



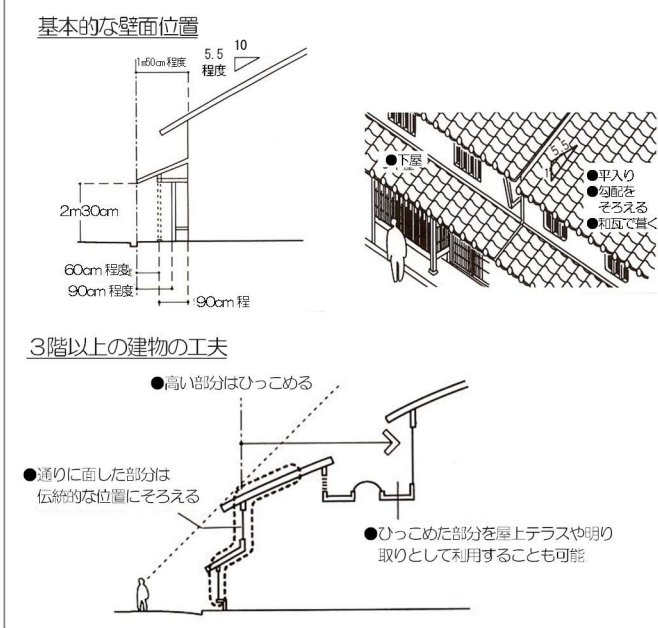
広範囲な塗り分け



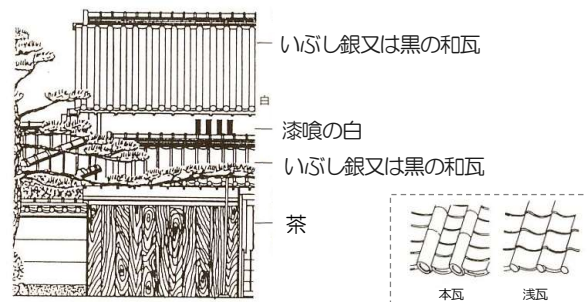
■まちなみの連続性を保つ工夫



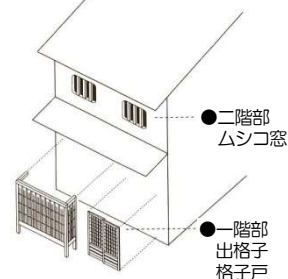
旧大坂道・北少路村の伝統的なまちなみの連続感は、通りに建ち並ぶ建物の壁面線がそろっていることから生まれます。



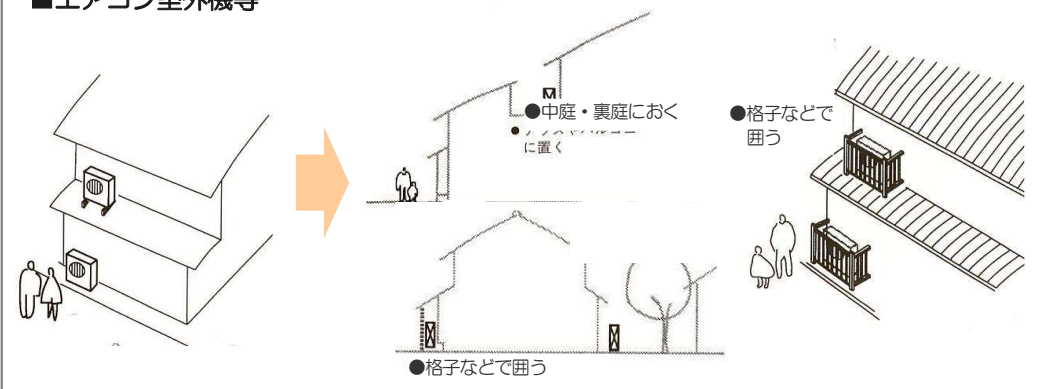
■伝統的な色彩構成・材料



■窓等開口部、建具



■エアコン室外機等



■屋外広告物

材料、形態、色彩などを工夫しまちなみに調和させる



■塀



■自動販売機

格子で囲うことでまちなみに調和

